

資料提供（投げ込み） 令和2年5月8日（金）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
危機管理部 危機管理課 (電話059-229-3281)	危機管理課長 出口 真也

新型コロナウイルス感染症対策
5月8日開催 津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議
(第16回) 開催結果

このことについて、その内容は、別添資料のとおりです。

5月8日開催津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

開催結果

1 決定事項

- (1) 特別定額給付金申請書発送開始日及び振込開始日について（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金のマイナポータルからのオンライン申請に関しては、本市におきましては、5月1日（金）から申請受付を開始していますが、5月7日（木）16時までの申請件数は、1,224件でした。

このオンライン申請は、市が給付金の基準日である4月27日のデータに基づいて作成する郵送による申請書とは異なり、すべての項目を申請者ご自身にご入力いただいているため、市において入力項目すべてのチェックを行う必要があります。入力に誤りがなかった申請については、郵送申請と同様に「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、振込作業を進めますが、市民課職員21名の応援により、オンライン申請分のデータチェックを完了することができましたので、「5月13日（水）から」としていましたが特別定額給付金の振込開始日を前倒しし、「5月11日（月）から」と変更します。

また、申請書発送開始日については、これまで「5月11日（月）から順次」とご案内していましたが、申請書等の準備が整いましたため、こちらについても前倒しし、「5月10日（日）午後3時30分から」郵便局への配送を開始します。

- (2) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制拡充について（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金等推進室においては、4月22日（水）の室設置以来、給付作業に係る準備を進めてまいりましたが、申請書の発送の準備の最終段階に入っており、発送直前まで「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、5月10日（日）午後3時30分から、郵便局への配送を開始します。

5月11日（月）以降は、申請書が到着次第、開封整理担当、内容点検担当、不備申請書の調査・追跡担当、申請書発送及び戻り申請書の調査・追跡担当、データ入力担当、支払い担当、広報・相談担当における実際の給付作業を開始します。

このことから、市民の皆様への給付金の振込を可能な限り迅速かつ的確に行うために、当該給付作業の体制を強化し、5月11日（月）から各作業担当の現場責任者として、計15名の職員を、また、各担当として最大130名の職員を配置することとします。

(3) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口の設置について（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金に係るご相談は、現在、危機管理部所管の「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」で受け付けていますが、5月11日（月）から、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室所管の「新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口」で受付を行うこととします。

(4) 市休止施設の再開に関する基本的な対応方針について（税務・財産管理担当）

本市は、5月4日の国の緊急事態宣言の延長や基本的対処方針の変更を受けて、翌5日に開催した津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）において、現在休止又は一部休止している市の公共施設（5月7日現在507施設、（以下「休止施設」という。））について、基本的な感染症対策の徹底を前提に、休止施設の休止期間を短縮する方向で検討を始めることを決定し、後刻、三重県から「三重県緊急事態措置 Ver. 2」及び「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」が発出されました。

そこで、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等の趣旨を踏まえ、本市の休止施設の再開に関する基本的な対応方針を定めることとします。

ア 休止施設の再開の是非を検討するための「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等のポイント

4月末時点の県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来していることや、「特定警戒都道府県」など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされています。

また、施設の休業要請については、これまでクラスターの発生が確認されておりクラスター発生の危険性が高い施設や、三つの「密」が重なるなど感染拡大のおそれが高い施設については、引き続き新型インフル

エンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく休業要請を行うこととし、一方、それ以外の施設については、特措法に基づく休業要請は行わないとした上で、適切な感染防止対策の徹底と県外からの訪問客の利用自粛対策への協力が求められています。

これらのポイントを踏まえ、休止施設の再開に関する基本的な対応方針は、次のとおりとします。

イ 特措法に基づく休止要請対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法に基づく休止要請対象施設（スポーツクラブなどの運動施設（面積要件無し）、並びに音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室（いずれも床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）の機能を有する施設（貸館を含む。）並びに温泉施設（床面積の合計が1,000㎡を超えるもの））について、当該休止要請がクラスター発生など感染拡大の危険性が高い施設であることを考慮してなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

ウ 特措法によらない協力依頼対象施設その他の施設の対応方針

（ア）特措法によらない協力依頼対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法によらない協力依頼対象施設（音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室）の機能を有する施設（貸館を含む。）で、床面積の合計が100㎡を超え1,000㎡以下のものについては、当該協力要請が特措法の休止要請の趣旨に基づきなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

なお、床面積の合計が100㎡以下のもの（温泉施設内のサウナを

含む。)についても、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」において自粛を求められていることから、同様に扱うこととします。

(イ) その他の施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 Ver. 2」において、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされていることから、休止施設の再開に向けた対応に当たっては、次の【再開の前提条件とする対策】を講じることとし、かつ、その対策の効果が十分に発揮できることが見込まれ、当該施設のご利用者が安心・安全にご利用いただけること及び当該施設の周辺にお住いの住民に不安を抱かせることがないと判断した場合は、休止施設を再開するものとします。

また、再開しないことを判断した場合においては、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

なお、市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに市立幼保連携型認定こども園（1号認定こども）については、市教育委員会の判断によることとし、また、図書館等県においても同種の施設を運営している場合は、県における対応を勘案して判断することとします。

さらに、施設の再開後において、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」における「緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標」に掲げる状況に至るなど、三重県緊急事態措置が強化されたことに伴い、休止要請等がなされた場合は、市民生活への影響を考慮したうえで、施設を休止し、その場合の休止期間については、基本的に当該休業要請等に応じた期間とします。ただし、次に掲げる場合については、その必要な部分につき日常的な感染症対策を更に徹底したうえで、使用を継続します。

- ・ 市民生活を支えるうえで必要な業務を行っている場合
- ・ 子どもの居場所づくりのために必要な場合
- ・ 公共的団体等の事務所等当該団体の業務を継続するうえで必要な場合

- ・ 避難所（福祉避難所を含む。）に指定されている施設につき避難所として開設された場合

【再開の前提条件とする対策】

- ・ 政府専門家会議から、新型コロナウイルス感染症との戦いは、長丁場が予想され、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様式」の実践の必要性が示されていることをかんがみ、「新しい生活様式」の実践例や「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表1】に掲げる感染症対策の具体的な取組例を踏まえた適切な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来していることや、特定警戒都道府県など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表2】に掲げる具体的な取組例を踏まえた県外からのご利用を自粛していただくための対策を講じること。ただし、施設の特性として県外からのご利用がない施設の場合は、この限りではありません。

エ 本対応方針に基づく今後の対応

各所管においては、休止施設の再開を望む市民の声を鑑み、本対応方針に基づき、早急に再開の是非を判断し、再開することを判断した施設については、適宜周知期間を設けたうえ、順次再開することとします。

オ 市民への情報提供

再開することを判断した施設の情報（施設名、再開時期等）については、日々、財産管理課において取りまとめたうえ、市ホームページ等により公表しますので、再開判断後、速やかに財産管理課まで報告をお願いいたします。

2 報告事項

- (1) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」の申出について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

配偶者からの暴力を理由とした避難事例の申請については、4月24日（金）から4月30日（木）までを申出期間とし、5月1日（金）から本日5月8日（金）までを自治体間で情報を共有する全国統一の調整期間と

していましたが、特段の配慮が必要であることから、4月30日（木）以降も相談を受け付けています。

(2) ゴールデンウィーク期間中の事業者向け相談窓口の対応結果について報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える資金繰りをはじめとした不安を解消するため、市内各金融機関が開設する休日相談窓口と連携し、令和2年5月2日（土）から5月6日（水・祝）までの日程で、各日とも午前10時から午後4時まで、津リージョンプラザ1階ロビーにおいて「事業者向け特設窓口」を開設し、各日8名の職員が対応しました。

この期間中には、合計127件の相談等があり、そのうち、「セーフティネット保証」に係る認定について40件の申請があり、認定書の受け取りが29件、認定に係る相談が18件ありました。こちらは、令和2年5月1日（金）から取り扱いが開始された、民間金融機関においても、無利子無担保で融資を受けることができる「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」の認定にも使えることから、多くの申請・相談があったものです。その他の相談内容としては、国の持続化給付金に関するものが22件、その他支援制度全般に関するもの等が18件でした。

(3) 同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について報告（危機管理部）

5月2日（土）から5月6日（水）までのゴールデンウィーク期間中、毎日午前10時に市同報系防災行政無線を活用し、市内全域に市民の皆様へ向けた、不要不急の外出の自粛を呼びかけました。

(4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、5月7日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く17日間で1,441件の相談がありました。

昨日の連休明け7日の相談件数は、1日で220件であり、その内、主な相談内容は、特別定額給付金に関する相談が174件で、約80%を占めています。

なお、5月11日（月）から特別定額給付金に係る相談は、新型コロナナ

ウイルス感染症特別定額給付金等推進室の専用相談窓口（電話番号０５９－２２９－３５７４）に移行することとします。

また、昨日は当案内窓口で完結した相談が１７４件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が４６件でした。

これ以外に事業者向け相談窓口では、５月７日（木）までに８０２件の相談を受け付けました。

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

令和2年5月8日（金）

午前10時～

本庁舎8階 大会議室A

1 国・県の動き

- (1) 国の緊急事態宣言の延長に伴う三重県の対応について報告（危機管理部）
- (2) その他

2 協議事項

- (1) 特別定額給付金申請書発送開始日及び振込開始日について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- (2) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制拡充について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- (3) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口の設置について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- (4) 市休止施設の再開に関する基本的な対応方針について協議（税務・財産管理担当）

3 報告事項

- (1) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」の申出について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）
- (2) ゴールデンウィーク期間中の事業者向け相談窓口の対応結果について報告（商工観光部）
- (3) 同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について報告（危機管理部）
- (4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

提案事項

2 協議事項

- (1) 特別定額給付金申請書発送開始日及び振込開始日について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金のマイナポータルからのオンライン申請に関しては、本市におきましては、5月1日（金）から申請受付を開始していますが、5月7日（木）16時までの申請件数は、1,224件でした。

このオンライン申請は、市が給付金の基準日である4月27日のデータに基づいて作成する郵送による申請書とは異なり、すべての項目を申請者ご自身にご入力いただいているため、市において入力項目すべてのチェックを行う必要があります。入力に誤りがなかった申請については、郵送申請と同様に「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、振込作業を進めますが、市民課職員21名の応援により、オンライン申請分のデータチェックを完了することができましたので、「5月13日（水）から」としていましたが特別定額給付金の振込開始日を前倒しし、「5月11日（月）から」と変更します。

また、申請書発送開始日については、これまで「5月11日（月）から順次」とご案内していましたが、申請書等の準備が整いましたため、こちらについても前倒しし、「5月10日（日）午後3時30分から」郵便局への配送を開始します。

- (2) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の体制拡充について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金等推進室においては、4月22日（水）の室設置以来、給付作業に係る準備を進めてまいりましたが、申請書の発送の準備の最終段階に入っており、発送直前まで「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」等の事務処理を行ったうえで、5月10日（日）午後3時30分から、郵便局への配送を開始します。

5月11日（月）以降は、申請書が到着次第、開封整理担当、内容点検担当、不備申請書の調査・追跡担当、申請書発送及び戻り申請書の調査・

追跡担当、データ入力担当、支払い担当、広報・相談担当における実際の給付作業を開始します。

このことから、市民の皆様への給付金の振込を可能な限り迅速かつ的確に行うために、当該給付作業の体制を強化し、5月11日（月）から各作業担当の現場責任者として、計15名の職員を、また、各担当として最大130名の職員を配置することとします。

- (3) 新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口の設置について協議（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

特別定額給付金に係るご相談は、現在、危機管理部所管の「津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口」で受け付けていますが、5月11日（月）から、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室所管の「新型コロナウイルス感染症特別定額給付金相談窓口」で受付を行うこととします。

- (4) 市休止施設の再開に関する基本的な対応方針について協議（税務・財産管理担当）

本市は、5月4日の国の緊急事態宣言の延長や基本的対処方針の変更を受けて、翌5日に開催した津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第15回）において、現在休止又は一部休止している市の公共施設（5月7日現在507施設、（以下「休止施設」という。））について、基本的な感染症対策の徹底を前提に、休止施設の休止期間を短縮する方向で検討を始めることを決定し、後刻、三重県から「三重県緊急事態措置 Ver. 2」及び「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」が発出されました。

そこで、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等の趣旨を踏まえ、本市の休止施設の再開に関する基本的な対応方針を定めることとします。

- ア 休止施設の再開の是非を検討するための「三重県緊急事態措置 Ver. 2」等のポイント

4月末時点の県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来していることや、「特定警戒都道府県」など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされています。

また、施設の休業要請については、これまでクラスターの発生が確認

されておりクラスター発生の危険性が高い施設や、三つの「密」が重なるなど感染拡大のおそれが高い施設については、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく休業要請を行うこととし、一方、それ以外の施設については、特措法に基づく休業要請は行わないとした上で、適切な感染防止対策の徹底と県外からの訪問客の利用自粛対策への協力が求められています。

これらのポイントを踏まえ、休止施設の再開に関する基本的な対応方針は、次のとおりとします。

イ 特措法に基づく休止要請対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法に基づく休止要請対象施設（スポーツクラブなどの運動施設（面積要件無し）、並びに音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室（いずれも床面積の合計が1,000㎡を超えるもの）の機能を有する施設（貸館を含む。）並びに温泉施設（床面積の合計が1,000㎡を超えるもの））について、当該休止要請がクラスター発生など感染拡大の危険性が高い施設であることを考慮してなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

ウ 特措法によらない協力依頼対象施設その他の施設の対応方針

（ア）特措法によらない協力依頼対象施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」における特措法によらない協力依頼対象施設（音楽教室（主に発声を伴うもの）及びカラオケ教室）の機能を有する施設（貸館を含む。）で、床面積の合計が100㎡を超え1,000㎡以下のものについては、当該協力要請が特措法の休止要請の趣旨に基づきなされるものであることを踏まえ、再開の対象とはせず、5月31日まで休止することとします。ただし、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとし

ます。

なお、床面積の合計が100㎡以下のもの（温泉施設内のサウナを含む。）についても、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」において自粛を求められていることから、同様に取り扱うこととします。

(イ) その他の施設の対応方針

「三重県緊急事態措置 Ver. 2」において、県境を越える移動の自粛への協力が求められる一方で、県内における移動の自粛は、基本的には行わないこととされていることから、休止施設の再開に向けた対応に当たっては、次の【再開の前提条件とする対策】を講じることとし、かつ、その対策の効果が十分に発揮できることが見込まれ、当該施設のご利用者が安心・安全にご利用いただけること及び当該施設の周辺にお住いの住民に不安を抱かせることがないと判断した場合は、休止施設を再開するものとします。

また、再開しないことを判断した場合においては、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が前倒しで解除された場合には、特段の事情がない限り、当該解除される日まで休止し、また、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」が延長された場合には、特段の事情がない限り、当該延長後の措置実施期間中は休止することとします。

なお、市立小・中・義務教育学校及び幼稚園並びに市立幼保連携型認定こども園（1号認定こども）については、市教育委員会の判断によることとし、また、図書館等県においても同種の施設を運営している場合は、県における対応を勘案して判断することとします。

さらに、施設の再開後において、「三重県緊急事態措置 Ver. 2」における「緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標」に掲げる状況に至るなど、三重県緊急事態措置が強化されたことに伴い、休止要請等がなされた場合は、市民生活への影響を考慮したうえで、施設を休止し、その場合の休止期間については、基本的に当該休業要請等に応じた期間とします。ただし、次に掲げる場合については、その必要な部分につき日常的な感染症対策を更に徹底したうえで、使用を継続します。

- ・ 市民生活を支えるうえで必要な業務を行っている場合
- ・ 子どもの居場所づくりのために必要な場合

- ・ 公共的団体等の事務所等当該団体の業務を継続するうえで必要な場合
- ・ 避難所（福祉避難所を含む。）に指定されている施設につき避難所として開設された場合

【再開の前提条件とする対策】

- ・ 政府専門家会議から、新型コロナウイルス感染症との戦いは、長丁場が予想され、感染拡大の防止と社会経済活動の両立を図るうえで、「新しい生活様式」の実践の必要性が示されていることをかんがみ、「新しい生活様式」の実践例や「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表1】に掲げる感染症対策の具体的な取組例を踏まえた適切な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来していることや、特定警戒都道府県など感染が多数確認されている府県に隣接している県の状況にかんがみ、「三重県緊急事態措置 休業協力要請について Ver. 2」【別表2】に掲げる具体的な取組例を踏まえた県外からのご利用を自粛していただくための対策を講じること。ただし、施設の特性として県外からのご利用がない施設の場合は、この限りではありません。

エ 本対応方針に基づく今後の対応

各所管においては、休止施設の再開を望む市民の声を鑑み、本対応方針に基づき、早急に再開の是非を判断し、再開することを判断した施設については、適宜周知期間を設けたうえ、順次再開することとします。

オ 市民への情報提供

再開することを判断した施設の情報（施設名、再開時期等）については、日々、財産管理課において取りまとめたうえ、市ホームページ等により公表しますので、再開判断後、速やかに財産管理課まで報告をお願いいたします。

報告事項

3 報告事項

- (1) 「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における特別定額給付金関係」の申出について報告（新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進担当）

配偶者からの暴力を理由とした避難事例の申請については、4月24日（金）から4月30日（木）までを申出期間とし、5月1日（金）から本日5月8日（金）までを自治体間で情報を共有する全国統一の調整期間としていましたが、特段の配慮が必要であることから、4月30日（木）以降も相談を受け付けています。

- (2) ゴールデンウィーク期間中の事業者向け相談窓口の対応結果について報告（商工観光部）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の皆様が抱える資金繰りをはじめとした不安を解消するため、市内各金融機関が開設する休日相談窓口と連携し、令和2年5月2日（土）から5月6日（水・祝）までの日程で、各日とも午前10時から午後4時まで、津リージョンプラザ1階ロビーにおいて「事業者向け特設窓口」を開設し、各日8名の職員が対応しました。

この期間中には、合計127件の相談等があり、そのうち、「セーフティネット保証」に係る認定について40件の申請があり、認定書の受け取りが29件、認定に係る相談が18件ありました。こちらは、令和2年5月1日（金）から取り扱いが開始された、民間金融機関においても、無利子無担保で融資を受けることができる「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」の認定にも使えることから、多くの申請・相談があったものです。その他の相談内容としては、国の持続化給付金に関するものが22件、その他支援制度全般に関するもの等が18件でした。

- (3) 同報系防災行政無線を活用した市民の皆様への啓発について報告（危機管理部）

5月2日（土）から5月6日（水）までのゴールデンウィーク期間中、毎日午前10時に市同報系防災行政無線を活用し、市内全域に市民の皆様へ向けた、不要不急の外出の自粛を呼びかけました。

(4) 津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口等の相談状況について報告（危機管理部）

津市新型コロナウイルス感染症市民生活相談案内窓口の相談状況は、5月7日（木）までの土・日曜日及び祝日を除く17日間で1,441件の相談がありました。

昨日の連休明け7日の相談件数は、1日で220件であり、その内、主な相談内容は、特別定額給付金に関する相談が174件で、約80%を占めています。

なお、5月11日（月）から特別定額給付金に係る相談は、新型コロナウイルス感染症特別定額給付金等推進室の専用相談窓口（電話番号059-229-3574）に移行することとします。

また、昨日は当案内窓口で完結した相談が174件、専門的な対応が必要として担当部局につないだ相談が46件でした。

これ以外に事業者向け相談窓口では、5月7日（木）までに802件の相談を受け付けました。

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2

概要

1. 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2. 措置の対象とする区域

三重県全域

3. 実施する措置の内容

1 感染防止対策徹底のお願い

① 外出自粛の徹底

- ・県境を越える移動の自粛 ⇒ これまで以上に徹底を
- ・県内における移動の自粛

⇒ 外出する場合、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』の回避、人との距離の確保」等について十分に注意

その上で、県内における外出については移動自粛を行わない

- ・遊興施設等への外出の自粛
- ・海外への渡航の自粛等 ⇒ 帰国延期等の対応

② 県外の方へのお願い

- ・県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省など）は自粛を依頼

③ 衛生管理と体調管理の徹底

④ 三つの『密』の回避、人との距離の確保

⑤ 「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす10のポイント」の実践

- ・一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付ける必要

2 企業等へのお願い

① 感染防止対策の徹底

- ・多くの人が集まる施設については、入場者数の制限や会計待ちの際の距離の確保、人が触れる場所の定期的な消毒の徹底、バーティション設置等の対策を依頼

② 県外からの訪問客の受入れ、県外への出張等の自粛

- ・県外からの訪問客の受入れは自粛を依頼
- ・県外の出張は控え、オンラインツールの活用を依頼

③ 在宅勤務等の積極的な活用

④ 休暇等への配慮

3 イベント開催自粛のお願い

- ・クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・県内の感染状況をふまえ、「比較的少数で」、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催可能

4 事実に基づく冷静な対応のお願い

① 人権への配慮等

- ・個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと
- ・感染は誰にでも、自身や家族にも起こりうることやむを得ない事情により県内に来られる方等に対する偏見、差別の禁止

② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

- ・SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

5 休業要請等へのご協力をお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、一部の施設管理者に対し、施設の使用停止を要請
- 宿泊予約の延期依頼について協力を要請
- 県外からの訪問客の受入自粛の協力を依頼

① 休止を要請する施設

- ・遊興施設等（ライブハウス等）、運動・遊技施設（スポーツクラブ、パチンコ店等）、学習塾等（音楽教室等）、商業施設（サウナ等）

※ 下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

② 県外からの訪問客の受入自粛の協力依頼を行う施設

- ・遊興施設等、学習塾等、運動・遊技施設等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設
- ・生活必需品販売施設、食事提供施設等
- ・遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、キャンプ場、自然体験施設等（例年県外から多数の方が訪れる観光施設）

6 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

- ・PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者、感染経路不明者等の指標でモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合には、緊急事態措置の強化を検討

新型コロナウイルスの感染拡大から三重を守るためには、引き続き皆様のご協力が必要です。

抜 粋

新型コロナウイルス感染症

拡大阻止に向けた

「三重県緊急事態措置」

休業協力要請について ver.2

令和2年5月5日

三 重 県

【別表1】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの『密』 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	・人と人との距離を適切にとる(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を活用)
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・長時間の密集を避ける(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成するなどし、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、今回休業を要請する施設におかれましても、事業再開に向けては必ず必要となりますので、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインの作成を進めていただくようお願いいたします。

【別表2】 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策へのご協力について

4月末時点で、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることをふまえ、緊急事態措置期間中においては、県内全域において、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策についてご協力をお願いします。

なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方まで対象とするものではありません。

1. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信

施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、ホームページへやSNSへの掲載等、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信を行ってください。

2. 予約等への対応について

新たな生活様式の実践として、利用者による混雑等の「密」を避けるため、予約制や会員登録制の導入について積極的にご検討ください。

予約や登録を受け付ける際は、利用者の居住県をご確認いただくとともに、県外からの予約や登録については、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請してください。

すでに予約を受け付けている利用者については、再度、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請するとともに、予約の延期を要請してください。

3. 県外からの訪問客の確認等

もとより県外からの訪問客が多い施設にあっては、可能な限り、施設入店時の居住県確認、県外からと思われる訪問客への声掛け・定期的な駐車場巡回等により、県外からの訪問客に対し注意喚起を行っていただくとともに、三重県の方針として緊急事態措置期間中の入店を控えていただいている旨をお伝えいただくようお願いします。

ただし、県外ナンバーの車での訪問客であっても、県内居住者である場合もあり得ることから、一律、県外ナンバーの車であるから受入れできないということではないので、ご留意ください。

4. 施設利用者がイベント等の主催者となる場合の対応について

運動施設や集会施設等、貸施設の管理者においては、施設利用者が主催するイベント等の参加者の中に県外からの利用者が含まれないよう、主催者に要請していただくとともに、参加者に県外からの利用者が含まれていることが判明した場合は、利用中止を求めていただくなどの対応をお願いします。

【参考】 貼り紙のイメージ例

緊急事態措置期間中
県外からの訪問客のご利用はご遠慮
または延期をお願いしています。

いつもご利用ありがとうございます。
三重県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止に向けて、緊急事態措置期間中（5/7～5/31）、県外からの訪問客のご利用はご遠慮または延期をお願いしています。
早期の終息をめざし、どうか今だけは、三重県への訪問をお控えいただきますよう、お願いします。

〇〇商店



津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

■新型コロナウイルス感染症にかかる相談件数

令和2年5月7日 17:15

①市民生活相談案内窓口（危機管理課）

月 日	1F窓口	8F窓口	電話	メール	小計
4月 9日 (木)	16	2	16	0	34
4月10日 (金)	25	2	39	0	66
4月13日 (月)	26	0	48	1	75
4月14日 (火)	25	1	30	0	56
4月15日 (水)	21	2	23	2	48
4月16日 (木)	17	1	20	0	38
4月17日 (金)	12	0	23	0	35
4月20日 (月)	25	4	47	0	76
4月21日 (火)	14	1	54	0	69
4月22日 (水)	20	3	39	0	62
4月23日 (木)	5	0	53	1	59
4月24日 (金)	21	0	58	2	81
4月27日 (月)	43	0	95	0	138
4月28日 (火)	37	2	60	4	103
4月30日 (木)	34	3	103	0	140
5月1日 (金)	33	2	105	1	141
5月7日 (木)	47	5	156	12	220
合 計	421	28	969	23	1,441

②事業所向け相談窓口（商業振興労政課）

月 日	窓口	電話	小計
4月合計	458	145	603
5月1日 (金)	23	9	32
5月2日 (土)	38	9	47
5月3日 (日)	32	4	36
5月4日 (月・祝)	18	3	21
5月5日 (火・祝)	12	2	14
5月6日 (水・祝)	7	2	9
5月7日 (木)	30	10	40
5月合計	160	39	199
合 計	618	184	802